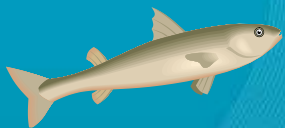
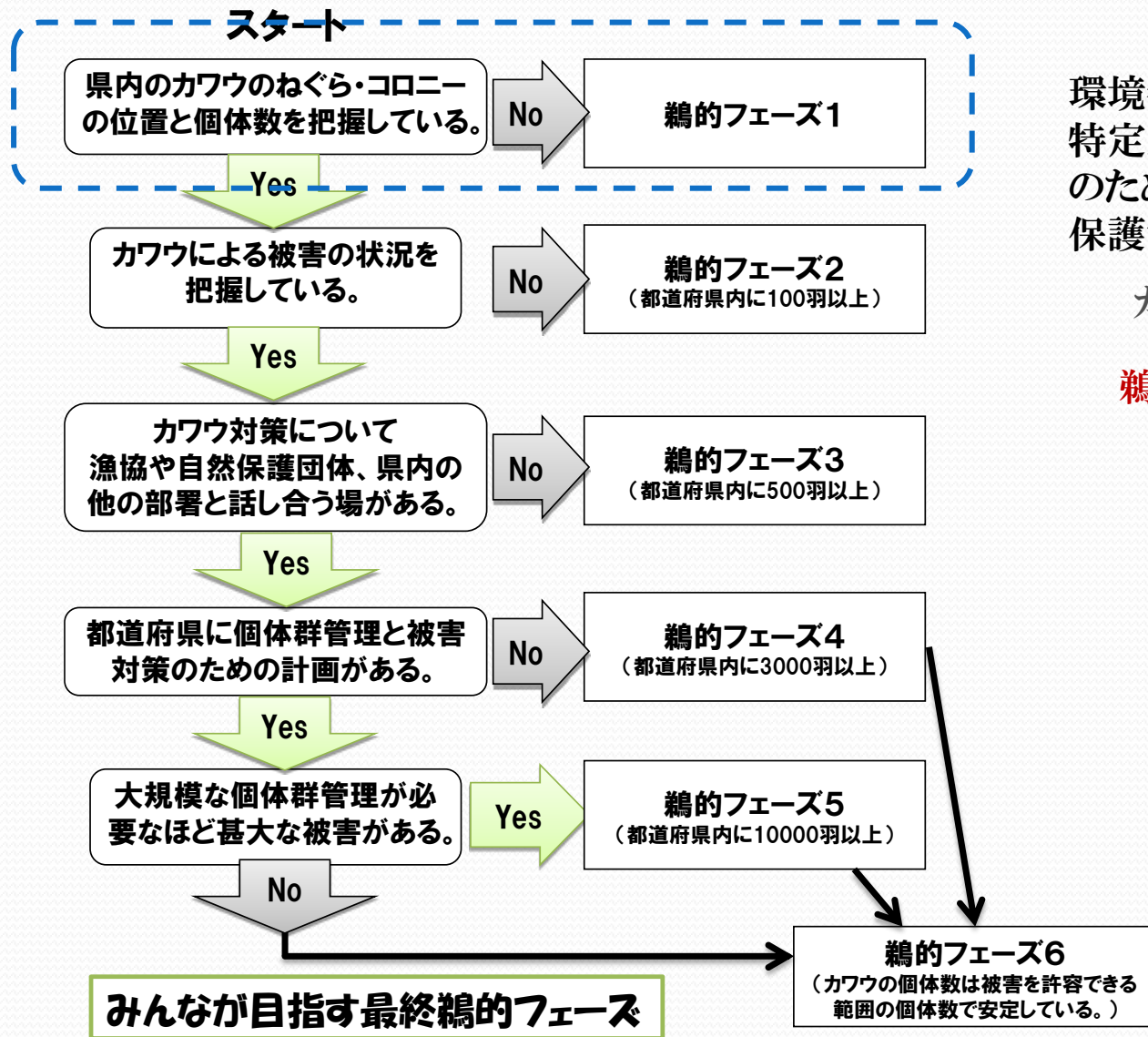


カワウ管理の基本と 対策予算の獲得

長岡技術科学大学
物質生物系 准教授
(株)ういるこ代表 取締役社長
山本麻希



あなたはどの鵜的フェーズ？



環境省
特定鳥獣保護管理計画作成
のためのガイドライン及び
保護管理の手引き(カワウ編)

ガイドライン

鵜的フェーズ

手引き



※括弧のカワウ個体数は参考イメージ

1. 鵜的フェーズに則ったカワウ対策のステップアップ
2. カワウの管理計画作成
3. カワウ協議会の開催
4. カワウ対策の予算



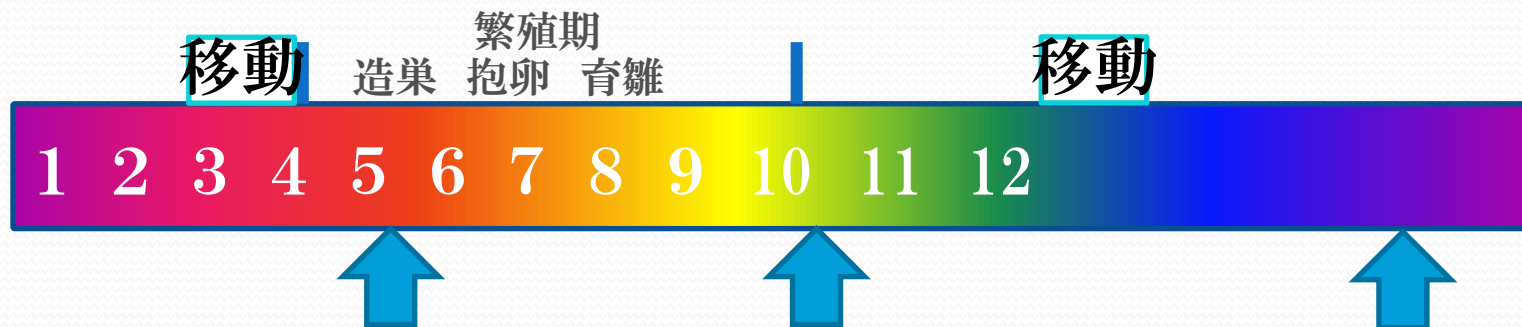
1. 鵜的フェーズに則った カワウ対策のステップアップ

Small step
一步一步、確実に
カワウ対策をステップ
アップする！



フェーズ1 カワウの生息数モニタリング

新潟県のカワウの繁殖時期



繁殖に参加する親鳥親鳥＋巣立ち雛

越冬個体

- カワウは、春と秋に季節的な移動をする

⇒カワウ広域協議会
(環境種が地域ごとに主催)

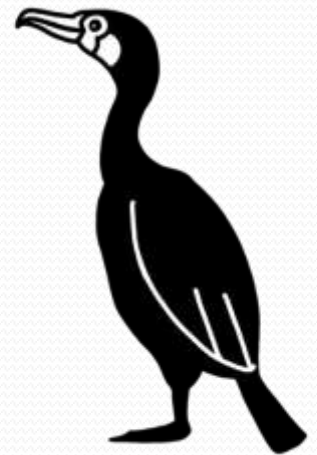
年3回(3～4月、7月、11～12月)
ねぐら・コロニーでカワウの生息数
をカウントすることを推奨



ねぐら・コロニーの生息状況調査⇒NPO法人バードリサーチのマニュアルを参照

カワウの管理にはモニタリング！

- 動物の個体群管理⇒**生息数のモニタリングが不可欠！**
- カワウは、**ねぐら・コロニーの位置**を把握し、**年3回のねぐら・コロニー調査**をすれば**生息個体数がすべて把握**できる！
- 毎年、カワウを数えながら、カワウが増えているのか、減っているのか、きちんと検証をしよう！



フェーズ2 カワウの被害金額の算定方法

カワウの飛来数 × 飛来日数 飛来調査結果より

× 1羽あたり1日の捕食量(約500g)

× **捕食される魚種別重量%** 胃内容物調査より

× 魚種別単価の合計

=カワウが食べているお魚の市場金額

≡カワウによる漁業被害量の指標

≠ **真のカワウによる漁業被害額**

畑の作物と違って、
川の魚の被害は
把握が難しい



⇒カワウの調査マニュアルP19参照

フェーズ2 被害を与えるカワウって？



海で採餌
= 無害な個体

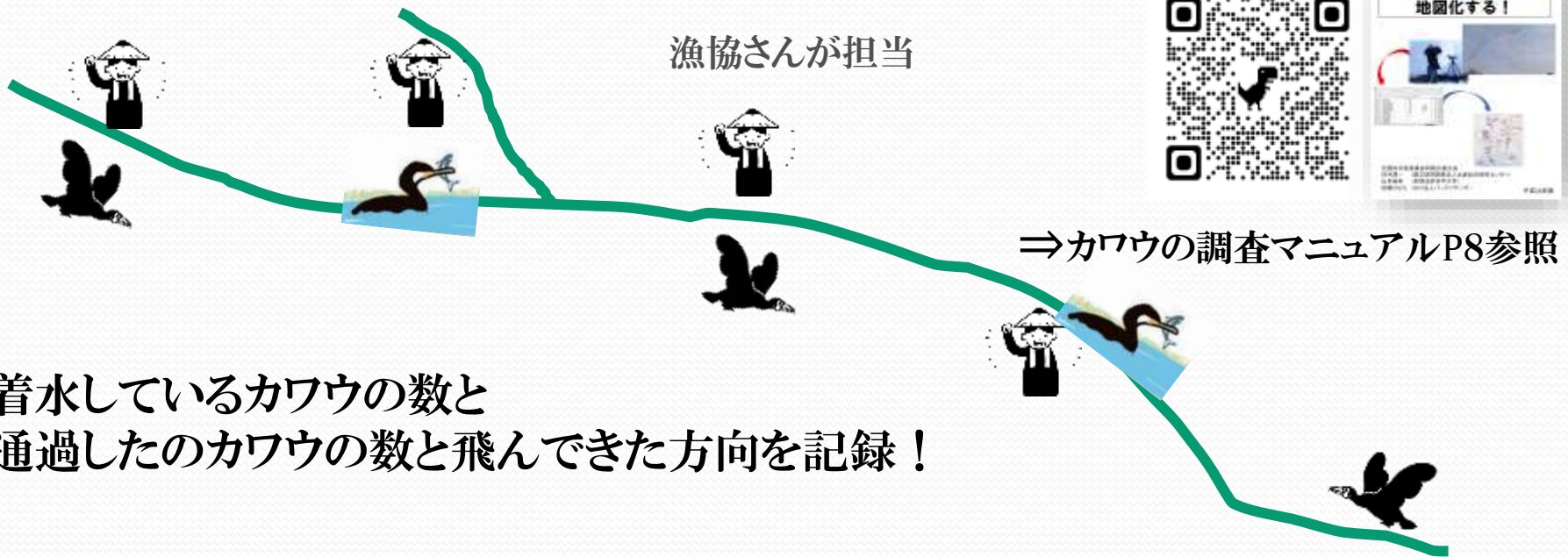
夜間:ねぐら・コロニー
朝～夕:河川・海で採餌

生息数
≠ 被害を与えるカワウ
漁場の飛来数
= 被害を与えるカワウ

川で採餌
= 被害を与える個体

フェーズ2 カワウの飛来数調査

内水面で被害を与えているカワウをカウント！



- **いつ**⇒被害のある時期に日の出30分前から2時間
- **どこで**⇒カワウが飛来する川の採餌場所
- **何回**⇒複数回(最低3回くらい)

フェーズ2 カワウの胃内容物調査



捕獲したカワウの胃を摘出



魚種とその重さを測る

主に水産試験場職員や研究者が担当

- カワウの餌は**季節・場所**によって変わる
⇒被害のある時期、ある場所での胃内容物を含むサンプルが必要(**同じ季節にできれば30個以上**)
- 魚種ごとに餌の重量を計測し、胃内容物に占める各魚種の重量%を求める

フェーズ2 養魚被害はアンケートを実施

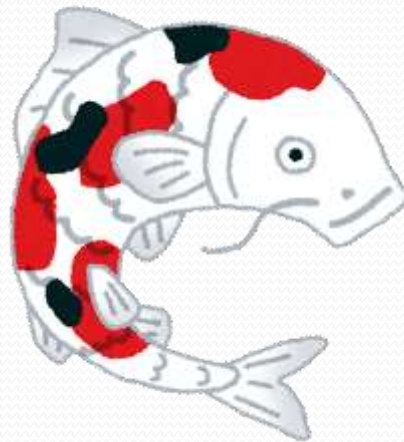
養魚の被害は畑の被害把握と同じ！

- 各養魚者に被害アンケートを配布し、被害量を池ごとに算定して、集計する！

釣り堀なども同じように被害アンケートを実施



釣り堀・フィッシングパーク



養鯉業者



養鱒業者

フェーズ2 カワウの被害金額の算定方法

カワウの飛来数 × 飛来日数 飛来調査結果より
× 1羽あたり1日の捕食量(約500g)
× **捕食される魚種別重量%** 胃内容物調査より
× 魚種別単価の合計
=カワウが食べているお魚の市場金額
≡カワウによる漁業被害量の指標
≠ **真のカワウによる漁業被害額**

畑の作物と違って、
川の魚の被害は
把握が難しい



⇒カワウの調査マニュアルP19参照

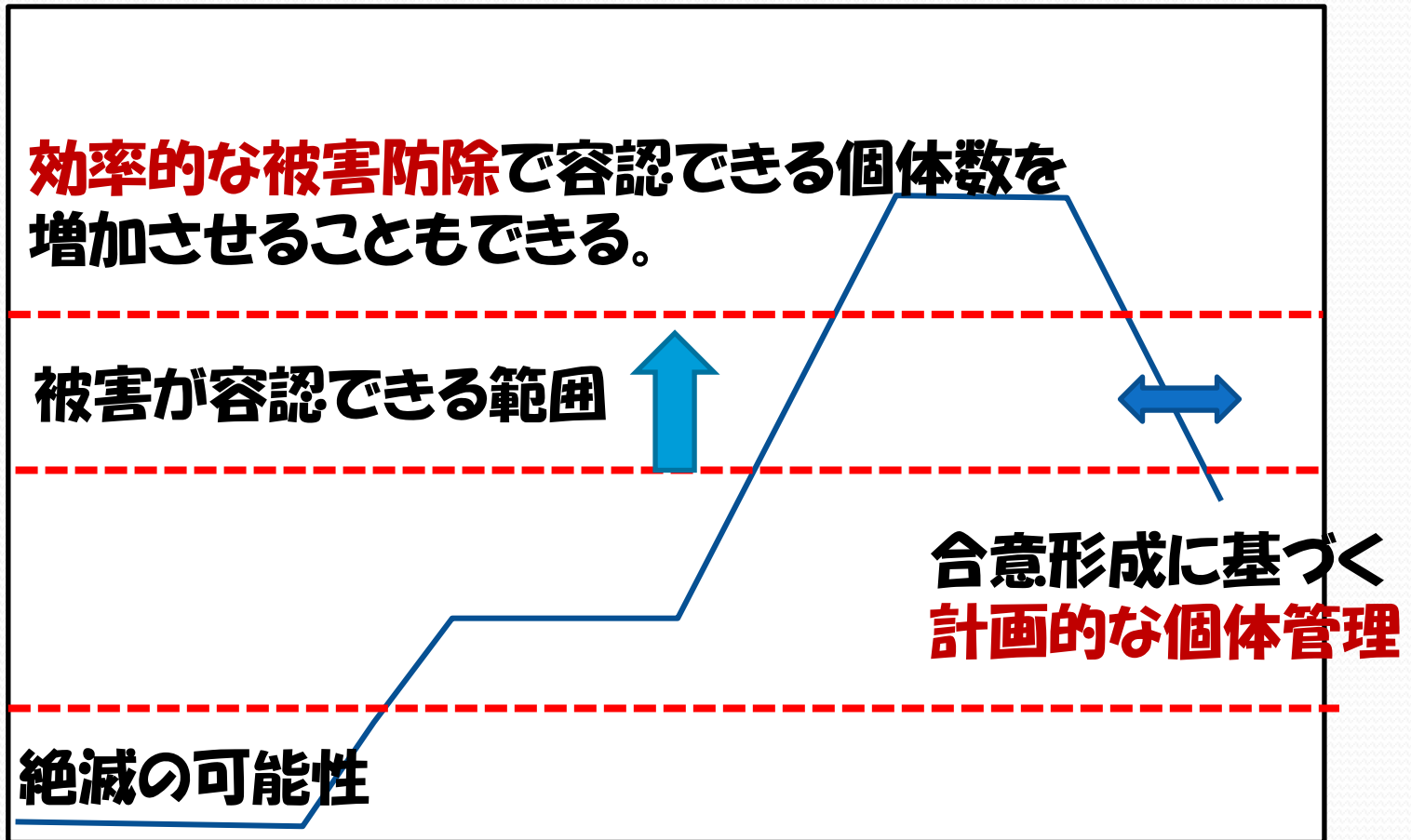
鵜的フェーズ3

～カワウの数も被害もわかった！
さあ、どうやって管理をしていく？～

- 被害のある漁協：とにかく目の前からカワウにいなくなつて欲しい。
- 被害のない漁協：うちの川に来ないで欲しい。
- 野鳥の会：カワウは在来種だし、無闇やたらに撃つべきではない。
- 水産行政担当：なんとかしたいけど、どうしたものか？
- 農業、環境行政担当：うちは哺乳類で手一杯、カワウは誰かがやってほしい。

個体数管理と被害対策に向けた 合意形成への道

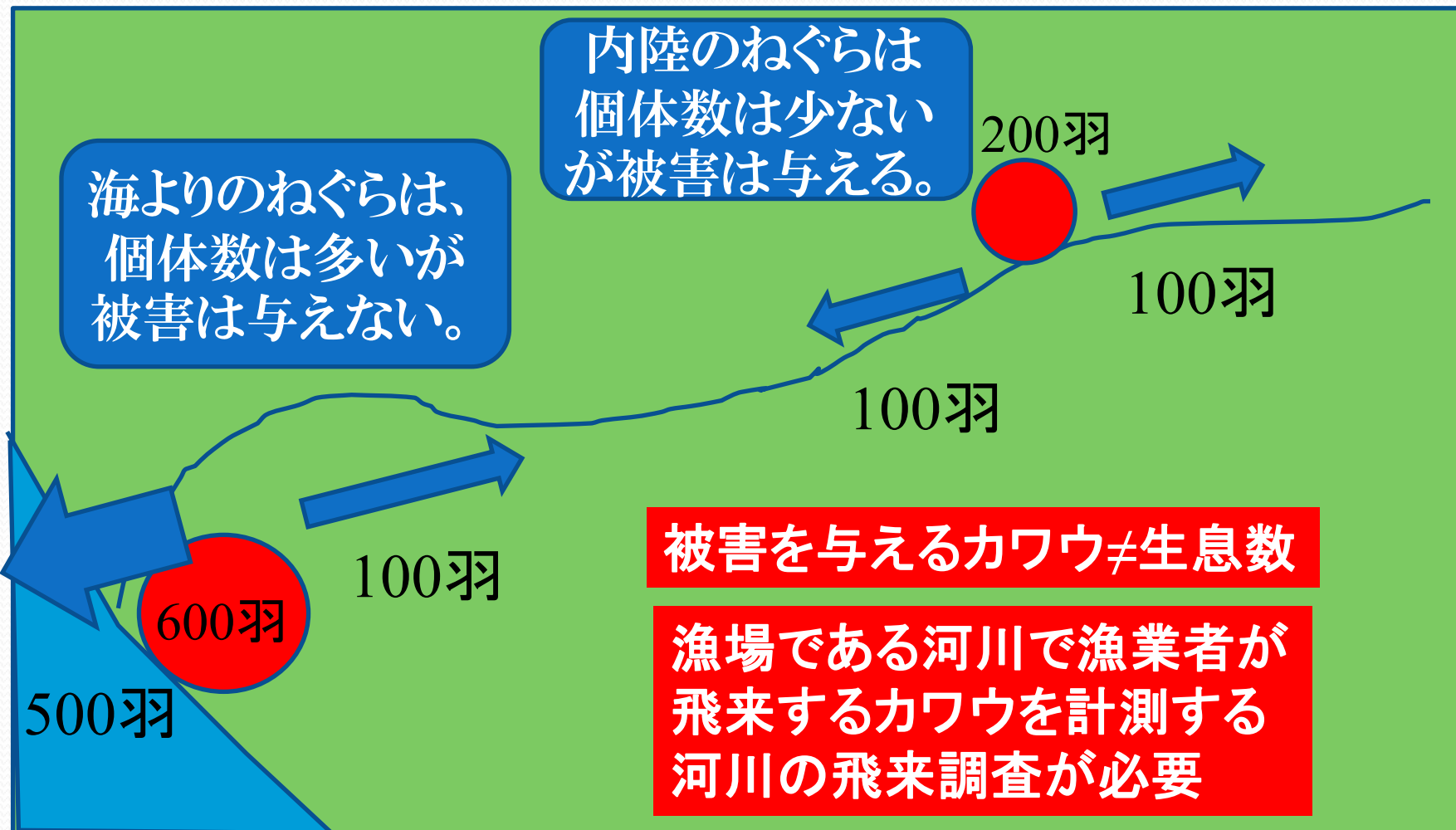
カワウの
個体数



個体数を減少させるのが目標ではなく、
被害を減少させるのが目標

被害を与えるカワウを半減

被害エリアに飛来するカワウの数を減らす



合意形成は納得形成！

- ①カワウ講演会を開き、正しい知識を持って、共通ゴールを明確にしよう！
- ②季節別にカワウの被害のある河川、ねぐら、コロニーの位置を地図化する。
- ③カワウの管理と被害対策をどうするか、地図を見ながらみんなで話しあう機会を持つ。
 - みんな→行政担当者、漁協組合、野鳥の会、内水面試験場 研究員、猟友会、有識者等

ゴール=カワウと人間の共存。

**カワウは絶滅とか、カワウを1羽も殺すとか、
極論を言わないで会議に臨む。**

フェーズ3 合意形成の場

- 個体群管理の方向性を決めることが多い
 - 被害対策は、各漁協に任されるケースが多い。
- ねぐら・コロニーの近くにある漁協が馬鹿を見る！

個体群管理と被害対策の両方の都道府県計画があるべき。

例)

- 個体群管理＝広域協議会や水系単位で協力して実施。
- ねぐら・コロニー付近の漁協への被害対策費を優先的に都合する。

カワウ対策のステップ

- フェーズ1:府県内のねぐら・コロニーで、年()回、カワウの()をカウントする。
- フェーズ2:河川におけるカワウの()の結果とカワウの()の結果から、()を算出する。
- フェーズ3:カワウの問題にかかわるステークホルダーを集め、()を開催し、カワウの管理法について()を行う。

合意形成の前に、カワウの生息数、被害についての科学的データを集めておくことが大切！

2. カワウの管理計画策定

Vision
ゴールの可視化！
ゴールの共有！



管理計画で決めておくこと

- カワウ管理計画

→県全体を俯瞰して、カワウ個体群管理の方向性を決める。

例) 第2種管理計画 (鳥獣保護及び管理法に基づく)

任意計画 (特にルールはない)



⇒管理目標は被害減少でもOK

大事なこと

カワウ管理のユニット (水系) ごとの管理の方向性をきめる。

個体数管理・被害防除・生息地管理のすべての内容を記載する

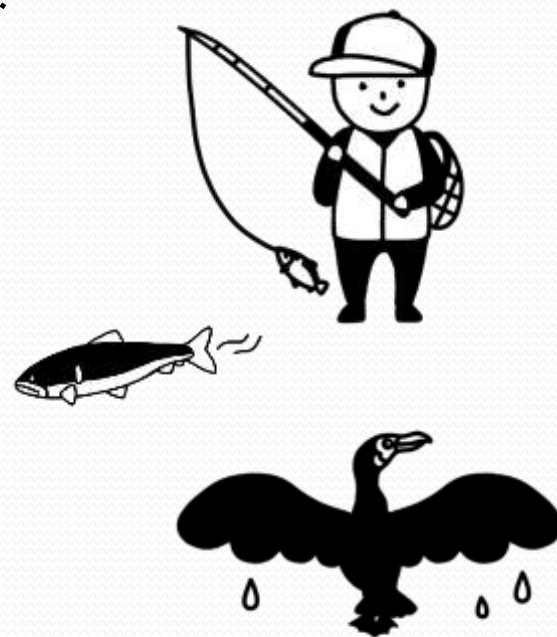
対策の効果検証のための指標を決めてモニタリングする

各担当部局の役割分担を明確にしておく

有識者をうまく使おう！

カワウの被害対策の3本柱

基本は哺乳類
と同じです！

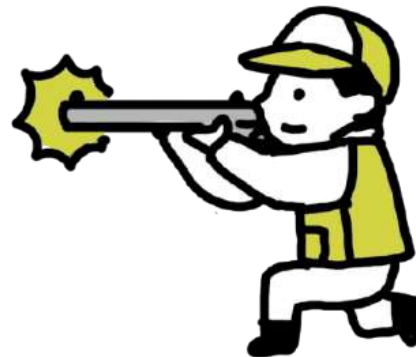


- 被害地が河川や湖沼！
- 内水面漁業の収入は遊漁券販売

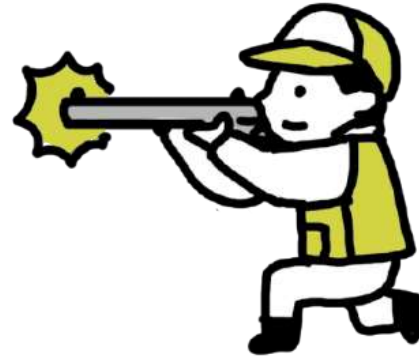
カワウの被害対策の3本柱



Qカワウをねぐらやコロニーで撃つとどうなる？



Qカワウをねぐらやコロニーで撃つとどうなる？



- ①カワウが逃げ遅れて撃ちやすいので個体数が減る
- ②カワウが他の場所に分散し、かえって個体数が増加する
- ③カワウは、弾に当たらないので、減りも増えもしない



カワウを撃っているのに、
どうして数が増えてしまうの？

撃つとカワウが増えるからくり

カワウは
ねぐら・コロニーに
安全を求める！



安定したコロニーと
その被害エリア

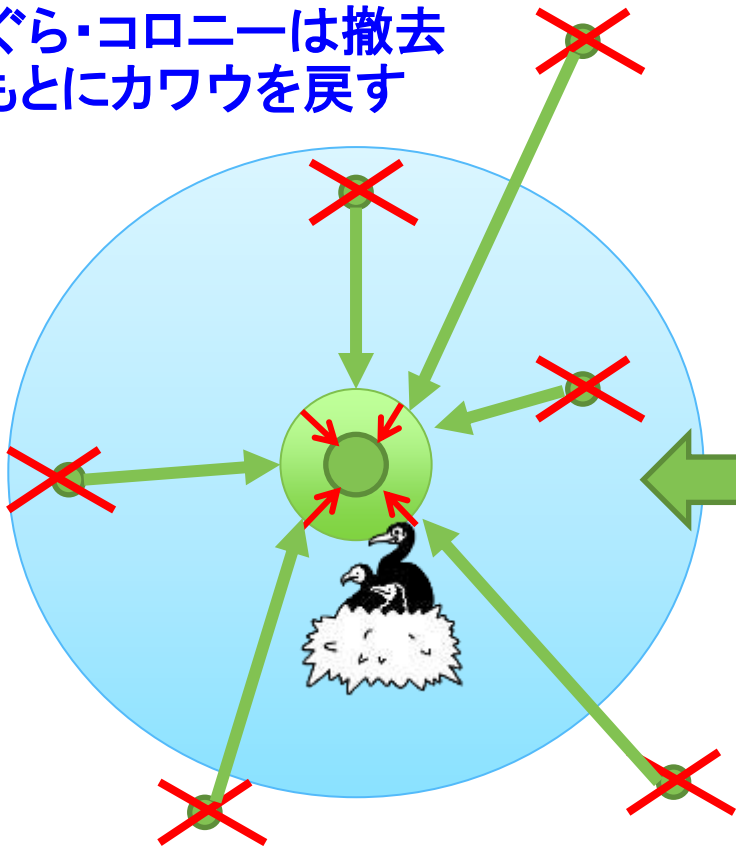


私たちの知らない場所に
飛んで行って新しい巣を作り
かえって個体数が増加する

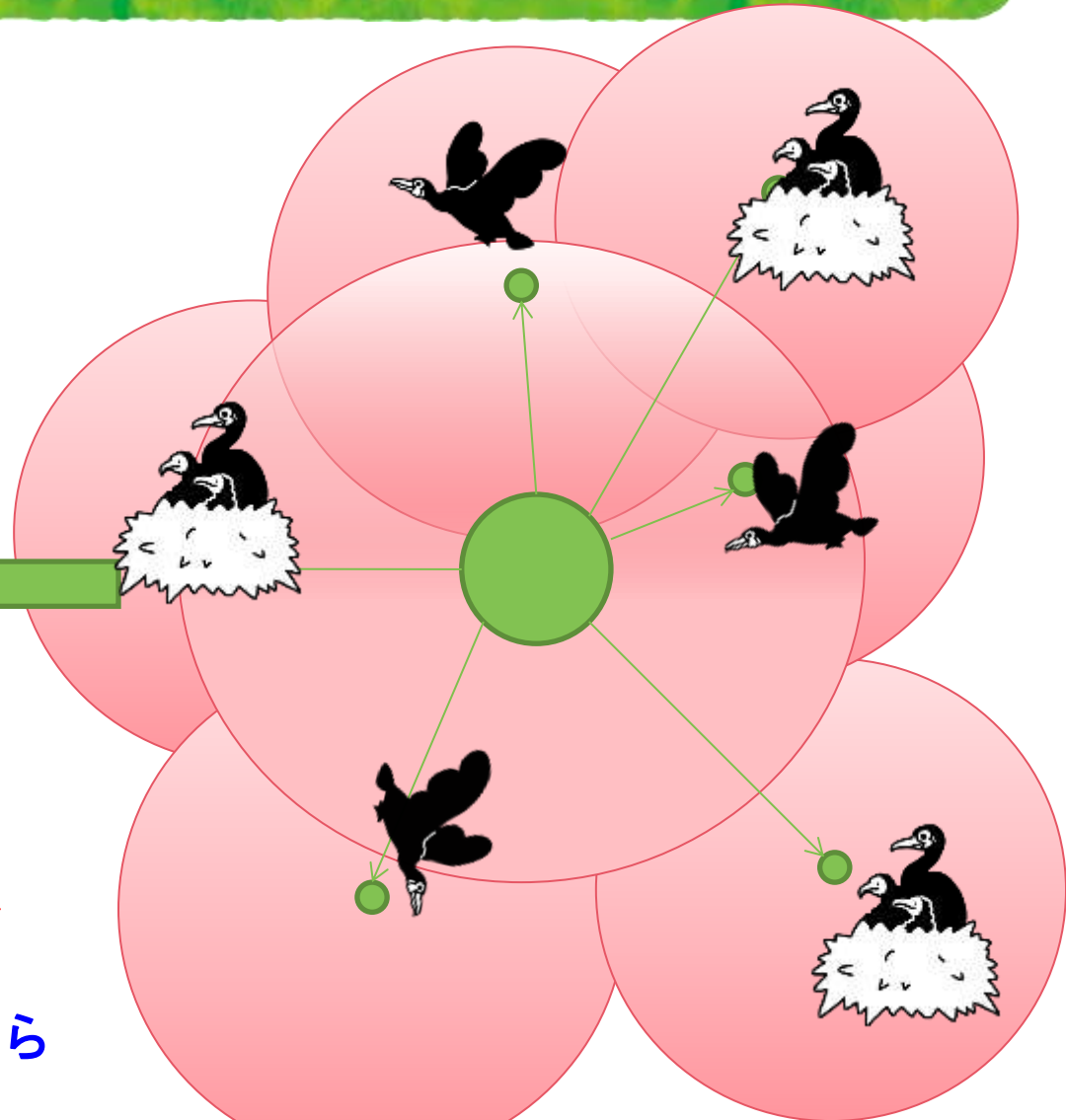
コロニーの分散と
被害エリアの拡大

カワウのねぐら・コロニーの管理方針

①新しく分散した
ねぐら・コロニーは撤去
⇒もとにカワウを戻す



②目の届くところで監視しながら
個体数を減らしていく

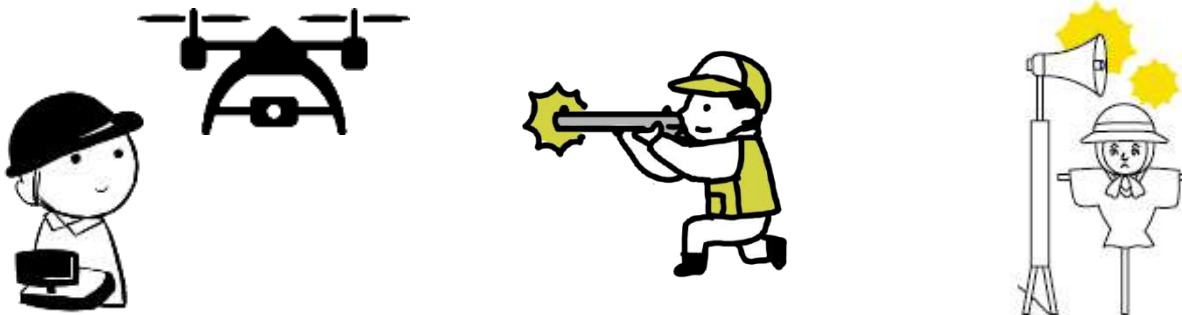


コロニーが分散し新しいコロニーができる

カワウの被害対策の3本柱



Qカワウの捕食被害を減らす防除対策には何がある？



大事なのは費用対効果！カワウをどうしたら効率的に追い払えるか？

カワウ問題は人と川の問題



- 少ない魚を人とカワウが取り合う⇒✖
- 河川環境を改善し、生態系を回復させる⇒○

河川環境の改善こそが最善のカワウ対策である！

護岸に魚の隠れ場所を！

魚の隠れ場所のない河川環境

→カワウに有利！
カワウの速度 > アユの速度



→隠れ場所のないコンクリート護岸



→竹伏せなどで魚の隠れ場所を創出



天然遡上を増やす魚道改善



堰の入り口が狭く、堰下に魚が滞留しカワウに集中的に捕食されてしまう



山口県樫野川に設置された「水辺の小わざ魚道(側面設置型)」
写真: 浜野龍夫氏撮影

遡上時は、サギに捕食されやすいので、テグスなどで防除してやる必要がある。

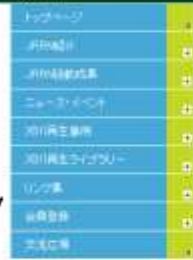
山口独自の取り組み「水辺の小わざ」

生物の視点で河川環境を改善する

- 生き物の視点から、河川構造物の在り方を見直す試み
→多自然川づくり（JRRNの取り組み）、粗朶沈床や石倉などの自然に配慮した伝統工法の使用



粗朶沈床を使った床固



河川の魚類資源全体を回復させる！

カワウが増えると

一投投網捕獲量 49.1→16.8gに減少

アユの割合 35%→66%に増加！

カワウはアユよりウグイを捕食

内水面漁協による義務放流

アユ: 毎年放流

ウグイ: 産卵床造成のみ

産卵床を作っても産む親がない

→ウグイ資源は枯渇していく

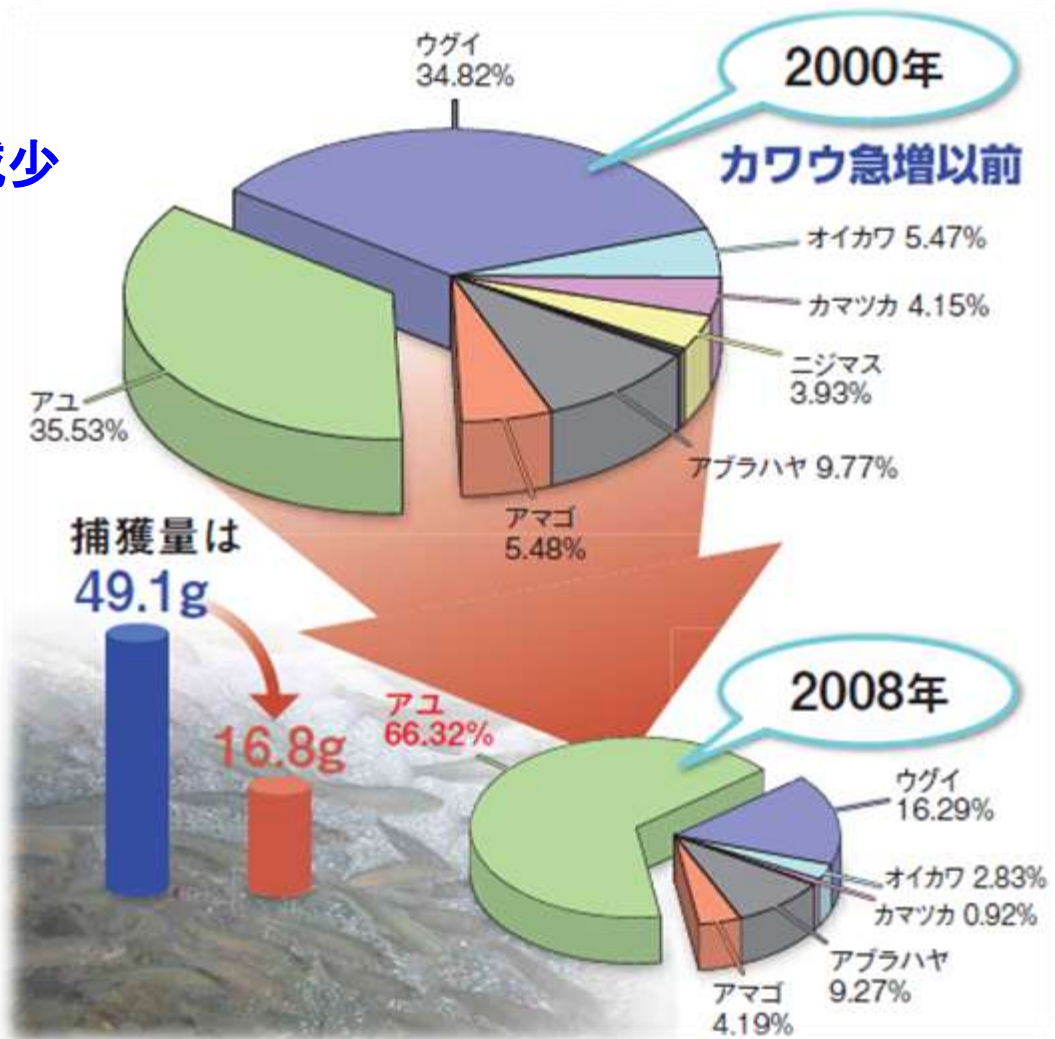
アユは放流され続ける

→アユばかりいる川になる

カワウは

川にたくさんいる魚を捕食する

→アユの捕食被害が増加する



特定計画の目標

- ほどほどのカワウと共存！

⇒保護に偏りすぎても管理に偏りすぎてもいけない。

- フェーズ1で県内のカワウ()について記載
- フェーズ2で県内のカワウの()について記載
- 県内のカワウの()()()の方針
- 関係者の役割分担、協議会の構成員等について記載。

3. カワウ協議会の開催

管理計画が絵にかいた
モチにならないために！
計画は実現してこそ。



管理計画とカワウ協議会はセットで！

都道府県の協議会（図1）

⇒年に1回は関係者で集まり、管理計画を確認します

⇒県全域のカワウの情報共有や水系ごとの目標を確認します

水系会議（図2）

⇒カワウは水系単位で採餌します

⇒県の計画を達成するために水系ごとの目標を立てましょう！



図1. 協議会を構成する関係機関

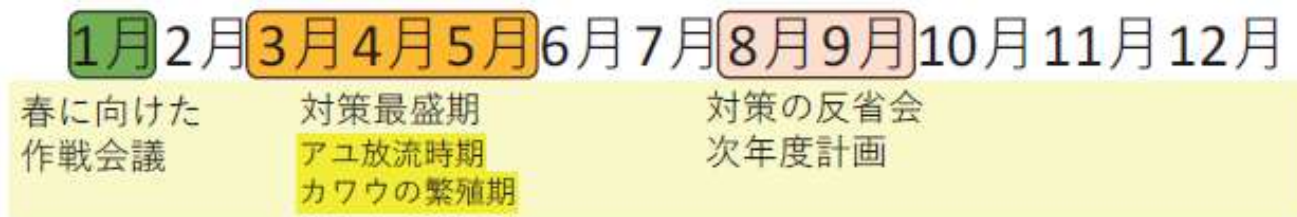


図2. 水系会議カレンダー

各部署の自分ごとにする仕掛け

- 管理計画の大切さ

→各部署の役割分担を明確に書いておく。



- 情報共有して帰るだけのちゃんちゃん会議にしない。

→講演でしっかり頭を作ってから、鵜的WSで話し合いをする。

- 本当に解決したいのか？ 漁協の熱意は大事。

→漁協がWSで被害の現状を訴える。



行政異動 & 部局間問題



- 必ず行政担当者には“異動”が存在する。
→3年に一度、**担当者が育っても、心が通じ合っても必ずリセット。**
- 担当者は忙しい→キーワードは**役割分担。**

→引継ぎの際は、**【環境省カワウ研修の必須受講！】**
これだけは次の担当者に伝言してください！

3年に1度リセット問題の解決

- 県にいる水産の技官は、水産試験場、地方事務所、県の水産課を“回遊”している。
 - 県内にカワウに理解のある水産技官を育てる必要がある。
 - 県の上司にかけあって、頑張って環境省カワウ研修会にでる。
- カワウ協議会（年1度県庁で開催）で、毎年必ずカワウの基礎的な知識を得る勉強会をやる。
- 引継ぎには、一切、期待しない。
 - 新担当者になったら、一から育てる体制を協議会内に作っておく。
 - 県の上司にかけあって、頑張って環境省カワウ研修会にでる。

広域協議会での情報共有

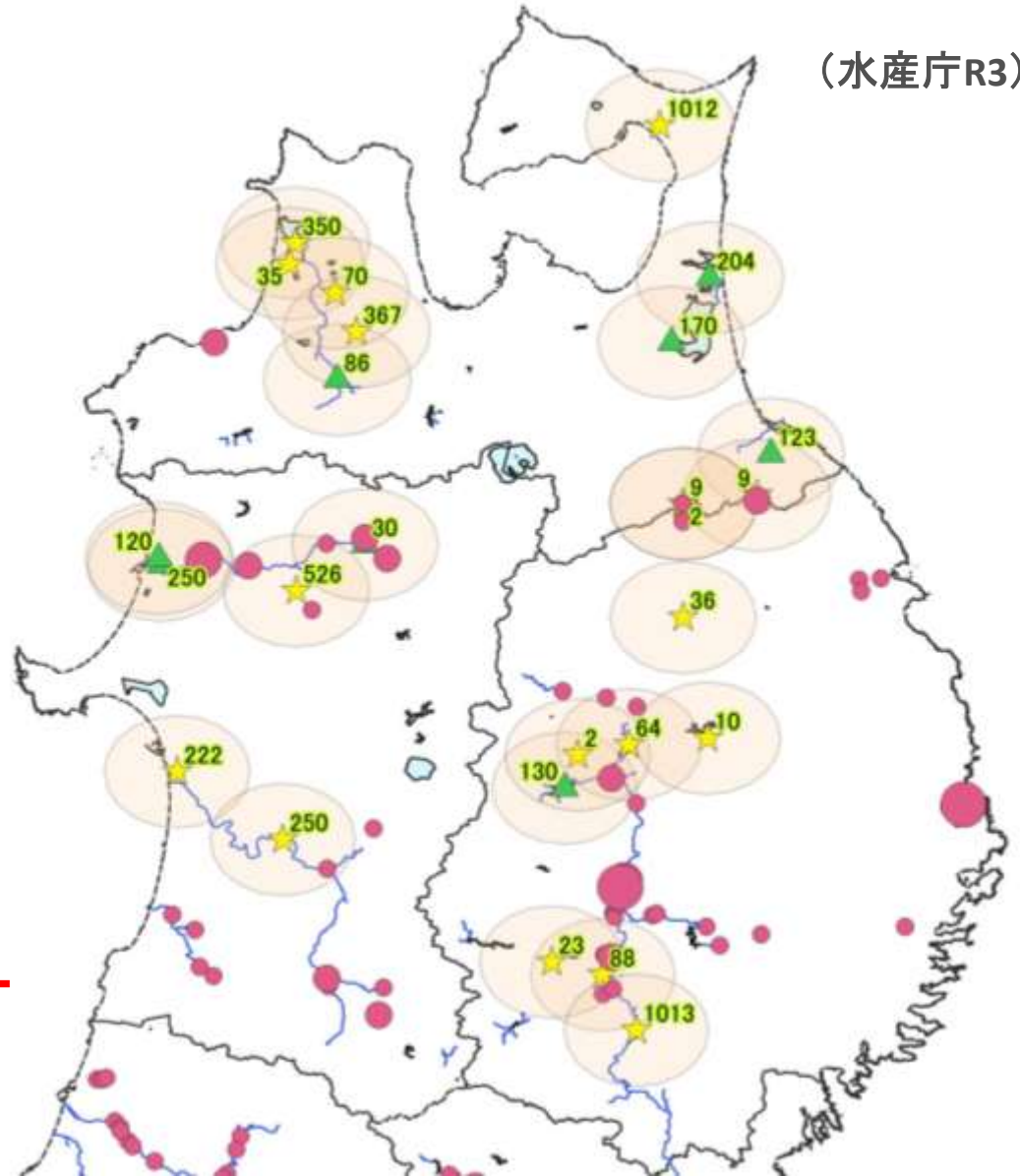
カワウ飛来羽数(アユ定着期 6~8月)

- 1 - 9
- 10 - 50
- 51 - 100
- 101 - 200
- 201 -

カワウ生息地(2020夏)

- ★ コロニー
- ▲ ねぐら
- 生息地バッファー(15km)

(水産庁R3)



抱卵~育雛期のコロニー
でしか個体数は減らせない
→被害エリアに近いコロニー
を優先で管理する。

管理計画と広域管理

- カワウの問題にかかわるステークホルダーを集め、
（ ）を開催し、カワウの管理法について（ ）を行う。
- 県全体を考えて（ ）を策定する。管理計画には、3本柱の対策や部局の役割分担を明記する。
- カワウは県境を越えて移動するため、
（ ）における情報共有が重要である。

4. カワウ対策の予算

背に腹は代えられぬ！
対策のために大事な
予算をしっかり確保



カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)

- 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算

- 総務省→市町村 特別交付税
- 農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金
 - 市町村(市町村ごとの協議会)
 - 漁協 (民間団体として)
 - 広域協議会 (複数の市町村による広域協議会として)

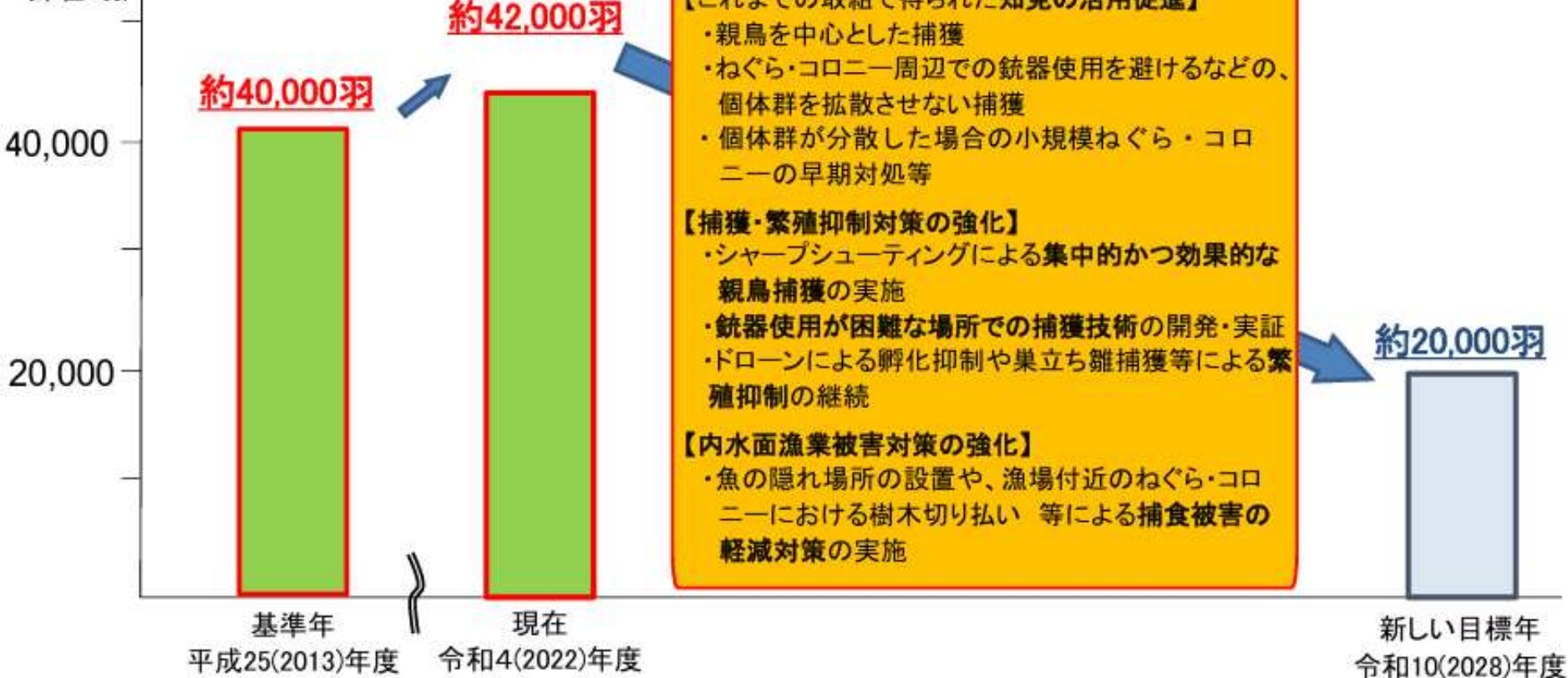
3つの団体で
申請が可能

カワウの捕獲強化対策と捕獲目標の見直し

○ 漁業被害を軽減しつつ、更なる捕獲対策の強化を図り、令和10年度までに、内水面漁業に被害を与える個体数の平成25年度水準からの半減を目指す。

【捕獲強化対策 イメージ】

カワウ個体数
(単位:羽)



内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業

【令和7年度予算概算要求額 825 (825) 百万円】

<対策のポイント>

持続可能な内水面漁業・養殖業の確保のために、**地域の人材と連携して実施する内水面漁場の有効かつ効果的な活用、カワウ・外来魚等の食害防止活動、ウナギ等の内水面資源の回復、ウナギ人工種苗の安定供給の実現等**を推進します。

<事業目標>

内水面漁業・養殖業生産量の維持 (57,162トン [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業

内水面漁業者等が行う、ICT遊漁券システムにより収集した遊漁者の動向等のデータを活用し、地域の人材と連携した効率的な漁場管理の方法等の検討・実行等を支援します。

2. 内水面水産資源被害対策事業

カワウ・外来魚等の食害防止活動を支援するとともに、先端技術等を活用した低コスト・効率的なカワウ被害防止技術や外来魚の抑制管理技術を開発・実証します。

3. ウナギ等資源回復推進事業

民間団体等による資源管理の取組を支援するとともに、ウナギ人工種苗の大量生産システムの実用化、資源回復に寄与する親ウナギの育成・放流手法の検討等を実施し、持続可能な内水面漁業・養殖業を可能とする手法を開発します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業	2. 内水面水産資源被害対策事業	
<p>ICT遊漁券システムから得られたデータを活用した釣り場管理</p> <p>遊漁者データの分析</p> <p>効果的な放流ポイント・放流タイミング等が一目瞭然</p>	<p>カワウの駆除活動</p>	<p>カワウ対策技術開発</p>
<p>釣り人呼び込み</p>	<p>地域と連携した釣り場作り</p>	<p>カワウ食害対策のための石籠設置</p>
<p>釣り人の釣果データは資源管理に活用</p>	<p>親ウナギの育成・放流手法の検討</p>	<p>ウナギ人工種苗 ※ 大量生産システムの実用化</p>
3. ウナギ等資源回復推進事業		

内水面水産資源の回復・安定供給の実現

【お問い合わせ先】水産庁裁培養殖課 (03-3502-8489)
研究指導課 (03-3502-0358)※

※ ウナギ人工種苗の大量生産システムの実用化のみ

全国内水面漁連→各県漁連→各漁協

鳥獣による農林水産業等に係る 被害の防止のための特措法の施行

鳥獣被害防止特措法 H19. 12.21 公布 H20.2.21施行

(目的)

農山漁村地域での鳥獣被害の防止

農林水産大臣による基本指針策定



市町村による被害防止計画の作成

(権限の委譲、財政支援、人材確保)



総務省予算

農水省予算

鳥獣被害対策に関する総務省の取組

過疎地域の持続的発展を支援

- **過疎地域持続的発展支援交付金**により、過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援

(集落ネットワーク圏における取組のイメージ)



地方交付税措置

- 都道府県が実施する調査等委託費や市町村への補助等に要する経費について **普通交付税措置**
- 都道府県及び市町村が実施する鳥獣の駆除等に要する経費について **特別交付税措置**

無線の適正利用

- 農林水産省と連携して、鳥獣被害対策の活動等に**アマチュア無線**を使用することができる旨や、総務省作成のアマチュア無線のリーフレットなどをホームページに掲載
- 環境省と連携して、「認定鳥獣捕獲等事業者 講習テキスト」に、電波法やアマチュア無線の適正利用などを掲載

地域おこし協力隊の取組

- 都市部から過疎地域などへ生活の拠点を移した方が、一定期間、地場産品の開発や、農林水産業への従事などの地域協力活動を行って地域活性化に貢献するとともに、その地域への定住・定着を目的とした、**地域おこし協力隊の取組を推進**

(地域おこし協力隊の活動事例)

愛媛県今治市の隊員

捕獲したイノシシを余すことなく有効に活用したペット用イノシシ骨ジャーキー開発、販売



北海道岩見沢市の隊員

狩猟や有害鳥獣駆除に携わりたいと考えている若者を対象に、農猟、解体などを指導するフィールドワークや研修合宿を定期的に開催



カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)

- 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算

- 総務省→市町村 特別交付税

- 農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金

3つの団体で
申請が可能

→市町村(市町村ごとの協議会)

→漁協(民間団体として)

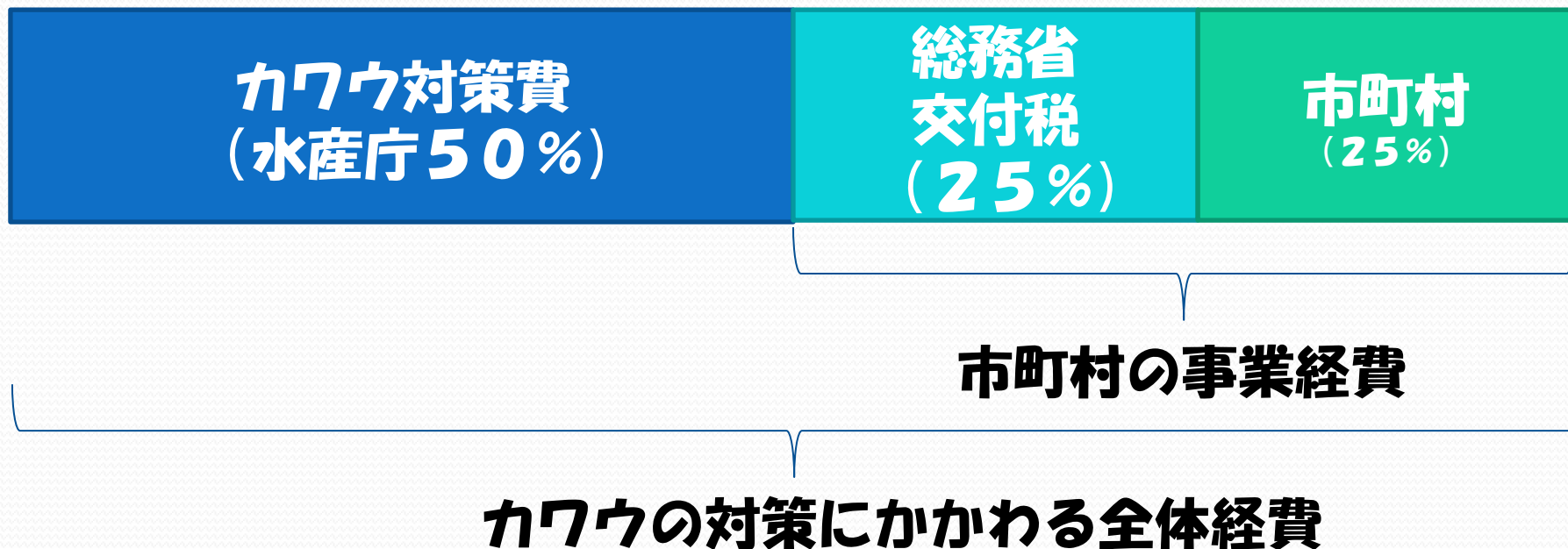
→広域協議会(複数の市町村による
広域協議会として)

総務省予算

- 総務省(鳥獣被害防止対策特措法 特別交付税措置)
- 対象事業と補助割合
 - 駆除等経費(交付率8割)
 - 広報費(交付率5割)
 - 調査・研究費(交付率5割)
- 申請先と申請時期
 - 市町村→総務省(特別交付税として市町村に入る)
 - 申請時期 前年度の12月くらいまでに
 - *各市町村の鳥獣被害対策協議会の鳥獣被害防止計画にカワウが対象種として入っている必要がある!
- 予算執行の期間
 - 4月1日～翌年3月31日

水産庁カワウ対策費と総務省の特別交付税を併用して使う

カワウ対策費の2分の1助成の残りの予算に総務省の予算を充てることが可能



市町村が負担した調査研究費の5割が特別交付税により措置

カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)

- 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算

- 総務省→市町村 特別交付税

- 農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金

3つの団体で
申請が可能

→市町村(市町村ごとの協議会)

→漁協(民間団体として)

→広域協議会(複数の市町村による
広域協議会として)

鳥獣被害防止総合対策交付金は、
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援します。

鳥獣被害対策の3つの柱

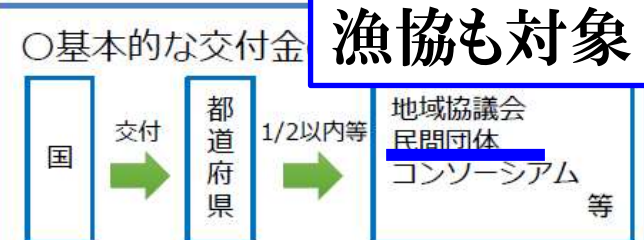
- 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則。
- この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。



1. 主な事業の内容

- 捕獲活動の支援 (P.3~8,14,15)
- 侵入防止柵の支援 (P.9~12)
- 生息環境管理の支援 (P.13)
- 処理加工施設や焼却施設等の整備への支援 (P.17,18)
- ジビエ利活用への支援 (P.19)

2. 交付金 (事業) の流れ



まずは「被害防止計画」を策定する
“市町村”に相談を！

*** 市町村の防止計画の対象種にカワウが入っていること。**

【本資料の掲載】

1. 協議会（市町村）における鳥獣対策（ソフト対策）

（1）鳥獣被害防止に係る総合対策の支援 ⇨以下の限度額の他、取組内容に応じた単位当たりの上限単価を設定

被害防止推進活動※1	特定活動の定額補助	
	鳥獣被害防止総合対策関連	ジエリ活用関連
有資格者数に応じた支援 2 既に取り組んでいる場合 20人～300万円以内 5人～19人 200万円以内 1人～4人 100万円以内 0人 50万円以内 新規で取り組む場合 20人～300万円以内 ～19人 200万円以内	取組に応じた加算 サル、鳥類複合対策 100万円以内 4 クマ複合対策 200万円以内 4 他地域人材活用 100万円以内 (10万円/人以内) 2 ICT等新技術の活用 200万円以内 3 GISを活用した被害対策可視化 200万円以内 3 広域活動加算 広域協議会加算※2 20万円以内/市町村 広域協議会加算※3 50万円以内/市町村 (猟銃有資格者在籍)	捕獲サポート体制の構築 2 狩猟免許を持たない構成員 80人～240万円以内/市町村 狩猟免許持たない構成員 40～79人 100万円以内/市町村 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 200万円以内/市町村 (1か月の上限額20万円) 新規猟銃取得支援 補助率：1/2以内 上限額：10万円/人、50万円/市町村 ICT等新技術実証 3 100万円以内/市町村 農業者団体等民間団体被害防止活動 2 200万円以内/市町村・団体
		ジエリ等の利用拡大に向けた地域の取組 5 販売拡大支援※4 300万円以内/市町村 うち衛生管理認証の新規取得経費 35万円以内/施設 搬入促進支援 (ジエカーのリース導入) 補助率：1/2以内、1,500万円以内/台 ICTの活用による情報管理の効率化※4 5 350万円以内/市町村 処理加工施設の人材育成※4 5 192万円以内/施設 (1か月の上限額16万円) 放射性物質影響地域のジエリ活用推進※4 150万円以内/市町村

1 P.3

2 P.4～6

3 P.7

4 P.12

5 P.14, 16

6 P.3

7 P.8～10,14,16

※1 「被害防止推進活動」は、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う取組に要する経費については1市町村あたりの限度額として定額補助、加算することができる。
 ※2 広域協議会の構成組織となり取組む場合は、被害防止推進活動に係る定額補助に1市町村当たりの限度額として20万円加算できる。
 ※3 広域協議会において、銃猟の有資格者が在籍する実施隊を有する市町村が有しない市町村を含めた広域的な捕獲を実施する場合に1市町村当たり50万円加算できる。
 ※4 事業実施主体がコンソーシアムの場合は、メニュー毎に定める限度額以内かつ、定額交付できる限度額は1コンソーシアムあたり総額1,000万円（ジエカーは外数）。ただし、ジエ等の利用拡大に向けた地域の取組は必須。

（2）鳥獣被害防止に係る捕獲活動経費の支援 ⇨限度額の設定はないが、頭数当たりの上限単価を設定 6

2. 協議会（市町村）における鳥獣対策（ハード対策） 7

⇨限度額の設定はないが、別途単位当たりの上限単価の設定あり

【本資料の掲載】

1. 協議会（市町村）における鳥獣対策（ソフト対策）

（1）鳥獣被害防止に係る総合対策の支援 ⇨以下の限度額の他、取組内容に応じた単位当たりの上限単価を設定

被害防止推進活動※1	特定活動の定額補助	
	鳥獣被害防止総合対策関連	ジエリ活用関連
有資格者数に応じた支援 2 既に取り組んでいる場合 20人～300万円以内 5人～19人 200万円以内 1人～4人 100万円以内 0人 50万円以内 新規で取り組む場合 20人～300万円以内 ～19人 200万円以内	取組に応じた加算 サル、鳥類複合対策 100万円以内 4 クマ複合対策 200万円以内 4 他地域人材活用 100万円以内 (10万円/人以内) 2 ICT等新技術の活用 200万円以内 3 GISを活用した被害対策可視化 200万円以内 3 広域活動加算 広域協議会加算※2 20万円以内/市町村 広域協議会加算※3 50万円以内/市町村 (猟銃有資格者在籍)	捕獲サポート体制の構築 2 狩猟免許を持たない構成員 80人～240万円以内/市町村 狩猟免許持たない構成員 40～79人 100万円以内/市町村 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 200万円以内/市町村 (1か月の上限額20万円) 新規猟銃取得支援 補助率：1/2以内 上限額：10万円/人、50万円/市町村 ICT等新技術実証 3 100万円以内/市町村 農業者団体等民間団体被害防止活動 2 200万円以内/市町村・団体
		ジエリ等の利用拡大に向けた地域の取組 5 販売拡大支援※4 300万円以内/市町村 うち衛生管理認証の新規取得経費 35万円以内/施設 搬入促進支援 (ジエカーのリース導入) 補助率：1/2以内、1,500万円以内/台 ICTの活用による情報管理の効率化※4 5 350万円以内/市町村 処理加工施設の人材育成※4 5 192万円以内/施設 (1か月の上限額16万円) 放射性物質影響地域のジエリ活用推進※4 150万円以内/市町村

1 P.3

2 P.4～6

3 P.7

4 P.12

5 P.14, 16

6 P.3

7 P.8～10,14,16

※1 「被害防止推進活動」は、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う取組に要する経費については1市町村あたりの限度額として定額補助、加算することができる。
 ※2 広域協議会の構成組織となり取組む場合は、被害防止推進活動に係る定額補助に1市町村当たりの限度額として20万円加算できる。
 ※3 広域協議会において、銃猟の有資格者が在籍する実施隊を有する市町村が有しない市町村を含めた広域的な捕獲を実施する場合に1市町村当たり50万円加算できる。
 ※4 事業実施主体がコンソーシアムの場合は、メニュー毎に定める限度額以内かつ、定額交付できる限度額は1コンソーシアムあたり総額1,000万円（ジエカーは外数）。ただし、ジエ等の利用拡大に向けた地域の取組は必須。

（2）鳥獣被害防止に係る捕獲活動経費の支援 ⇨限度額の設定はないが、頭数当たりの上限単価を設定 6

2. 協議会（市町村）における鳥獣対策（ハード対策） 7

⇨限度額の設定はないが、別途単位当たりの上限単価の設定あり

多様なプレイヤーの参加の促進による被害対策の体制構築

被害対策の体制構築を進めるためには、市町村、農協、農業者等の地域住民の実施隊への参加が重要です。体制強化のため、地域外の免許取得者やその可能性のある者の捕獲事業への参加を支援します。

【多様なプレイヤーの参加】

① 農業従事者、農協職員

実施隊員としての専従での活動ではなく、農作業や業務の合間に、わなの見回りや餌付け等の補助を実施。また、場合によっては自ら狩猟免許を取得し、捕獲活動に参画。

② 地域外の狩猟免許保持者

狩猟免許は保持しているものの、他の町に居住しており、これまで被害対策には従事していなかった者の参画。

漁協も対象

【必要な取組】

○ 被害対策の体制整備 (地域での話し合い)

○ 農家、農協職員等向けの研修会

- ・被害対策のノウハウについての研修
- ・免許取得に向けた研修

○ 被害対策の取組を実践

- ・わな等、必要となる資材の購入
- ・わなの見回りや追払い等の活動費

被害対策のノウハウを共有する必要



⇒ 専門家への相談、研修会を開催

街の若者の協力を得られないか



⇒ 参加者の募集、活動費の支給

捕獲免許取得者は足りているのか



⇒ 免許取得に係る研修会を実施

わなの設置数は十分か



⇒ わなの増設、見回り体制の整備

【支援内容】

市町村の協議会

○ 活動経費

【限度額】300万円以内

捕獲有資格者の人数により変動

0人：50万円以内

1～4人：100万円以内

5～19人：200万円以内

20人以上：300万円以内

【追加的な取組への加算措置】

○ 捕獲サポート体制を構築※する場合

1市町村あたり

※詳細はP.6を参照

40名以上：100万円以内

80名以上：240万円以内

○ 他地域人材を活用する場合

1人あたり10万

(上限100万円)

漁協も対象

○ 農業者団体等民間団体が被害防止活動を実施する場合

1市町村あたり200万円以内

○ 新規に捕獲従事者を育成(OJT研修)する場合

1市町村あたり200万円

(20万円/月) 以内

交付金で支援

【本資料の掲載】

1. 協議会（市町村）における鳥獣対策（ソフト対策）

（1）鳥獣被害防止に係る総合対策の支援 ⇨以下の限度額の他、取組内容に応じた単位当たりの上限単価を設定

被害防止推進活動※1		特定活動の定額補助	
		鳥獣被害防止総合対策関連	ジエリ活用関連
有資格者数に応じた支援 2 既に取り組んでいる場合 20人～300万円以内 5人～19人 200万円以内 1人～4人 100万円以内 0人 50万円以内 新規で取り組む場合 20人～300万円以内 ～19人 200万円以内	取組に応じた加算 サル、鳥類複合対策 100万円以内 4 クマ複合対策 200万円以内 4 他地域人材活用 100万円以内 (10万円/人以内) 2 ICT等新技術の活用 200万円以内 3 GISを活用した被害対策可視化 200万円以内 3 広域活動加算 広域協議会加算※2 20万円以内/市町村 広域協議会加算※3 50万円以内/市町村 (猟銃有資格者不在籍)	捕獲サポート体制の構築 2 狩猟免許を持たない構成員 80人～240万円以内/市町村 狩猟免許持たない構成員 40～79人 100万円以内/市町村 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 200万円以内/市町村 (1か月の上限額20万円) 新規猟銃取得支援 補助率：1/2以内 上限額：10万円/人、50万円/市町村 ICT等新技術実証 3 100万円以内/市町村 農業者団体等民間団体被害防止活動 2 200万円以内/市町村・団体	ジエリ等の利用拡大に向けた地域の取組 5 販売拡大支援※4 300万円以内/市町村 うち衛生管理認証の新規取得経費 35万円以内/施設 搬入促進支援 (ジエカーのリース導入) 補助率：1/2以内、1,500万円以内/台 ICTの活用による情報管理の効率化※4 5 350万円以内/市町村 処理加工施設の人材育成※4 5 192万円以内/施設 (1か月の上限額16万円) 放射性物質影響地域のジエリ活用推進※4 150万円以内/市町村

1 P.3

2 P.4～6

3 P.7

4 P.12

5 P.14, 16

6 P.3

7 P.8～10,14,16

※1 「被害防止推進活動」は、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う取組に要する経費については1市町村あたりの限度額として定額補助、加算することができる。
 ※2 広域協議会の構成組織となり取組む場合は、被害防止推進活動に係る定額補助に1市町村当たりの限度額として20万円加算できる。
 ※3 広域協議会において、銃猟の有資格者が在籍する実施隊を有する市町村が有しない市町村を含めた広域的な捕獲を実施する場合に1市町村当たり50万円加算できる。
 ※4 事業実施主体がコンソーシアムの場合は、メニュー毎に定める限度額以内かつ、定額交付できる限度額は1コンソーシアムあたり総額1,000万円（ジエカーは外数）。ただし、ジエリ等の利用拡大に向けた地域の取組は必須。

（2）鳥獣被害防止に係る捕獲活動経費の支援 ⇨限度額の設定はないが、頭数当たりの上限単価を設定 6

2. 協議会（市町村）における鳥獣対策（ハード対策） 7

⇨限度額の設定はないが、別途単位当たりの上限単価の設定あり

農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えたい！

被害防止対策を効果的に実施するためには、地域ぐるみで、ほ場や集落を餌場としないこと、緩衝帯の設置により人と鳥獣のすみ分けを進めることなどに加え、獣種の生態に合わせた複合的な対策を一体的に実施することが重要です。

【緩衝帯等の整備】

(1) 支援内容 (2) 補助率 1/2以内

- ・緩衝帯の設置
- ・放任果樹の除去
- ・雑木林の刈り払い
- ・鳥獣の追い払い

(実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)
 ※大規模緩衝帯(1ha以上)を整備する場合の上限単価：
 48万円/ha



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

【サル複合対策】

(1) 支援内容

生息調査を実施した上で、捕獲・追い払い・追い上げ・侵入防止・技術実証・生息環境管理のうちから2つの取組を選択し、それを実施するための経費

(2) 補助率 定額
 【限度額】

※1市町村あたり
 100万円以内



【クマ複合対策】

(1) 支援内容

生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む地域ぐるみの総合的な対策の実施に係る経費

(2) 補助率 定額
 【限度額】

※1市町村あたり
 取組数に応じ
 100万円、
 又は200万円



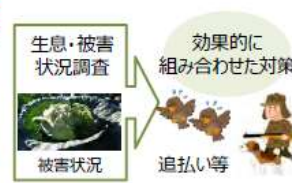
【鳥類複合対策】

(1) 支援内容

- ① 専門家の知見に基づく生息・被害状況調査、地域が一体となった取組体制の構築
- ② ①を踏まえた防除対策や捕獲対策等を効果的に組み合わせた対策

(2) 補助率 定額
 【限度額】

※1市町村あたり
 100万円以内



【本資料の掲載】

1. 協議会（市町村）における鳥獣対策（ソフト対策）

（1）鳥獣被害防止に係る総合対策の支援 ⇨以下の限度額の他、取組内容に応じた単位当たりの上限単価を設定

被害防止推進活動※1		特定活動の定額補助	
		鳥獣被害防止総合対策関連	ジエリ活用関連
有資格者数に応じた支援 2 既に取り組んでいる場合 20人～300万円以内 5人～19人 200万円以内 1人～4人 100万円以内 0人 50万円以内 新規で取り組む場合 20人～300万円以内 ～19人 200万円以内	取組に応じた加算 サル、鳥類複合対策 100万円以内 4 クマ複合対策 200万円以内 4 他地域人材活用 100万円以内 (10万円/人以内) 2 ICT等新技術の活用 200万円以内 3 GISを活用した被害対策可視化 200万円以内 3 広域活動加算 広域協議会加算※2 20万円以内/市町村 広域協議会加算※3 50万円以内/市町村 (猟銃有資格者不在籍)	捕獲サポート体制の構築 2 狩猟免許を持たない構成員 80人～240万円以内/市町村 狩猟免許持たない構成員 40～79人 100万円以内/市町村 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 200万円以内/市町村 (1か月の上限額20万円) 新規猟銃取得支援 補助率：1/2以内 上限額：10万円/人、50万円/市町村 ICT等新技術実証 3 100万円以内/市町村 農業者団体等民間団体被害防止活動 2 200万円以内/市町村・団体	ジエリ等の利用拡大に向けた地域の取組 5 販売拡大支援※4 300万円以内/市町村 うち衛生管理認証の新規取得経費 35万円以内/施設 搬入促進支援 (ジエカーのリース導入) 補助率：1/2以内、1,500万円以内/台 ICTの活用による情報管理の効率化※4 5 350万円以内/市町村 処理加工施設の人材育成※4 5 192万円以内/施設 (1か月の上限額16万円) 放射性物質影響地域のジエリ活用推進※4 150万円以内/市町村

1 P.3

2 P.4～6

3 P.7

4 P.12

5 P.14, 16

6 P.3

7 P.8～10,14,16

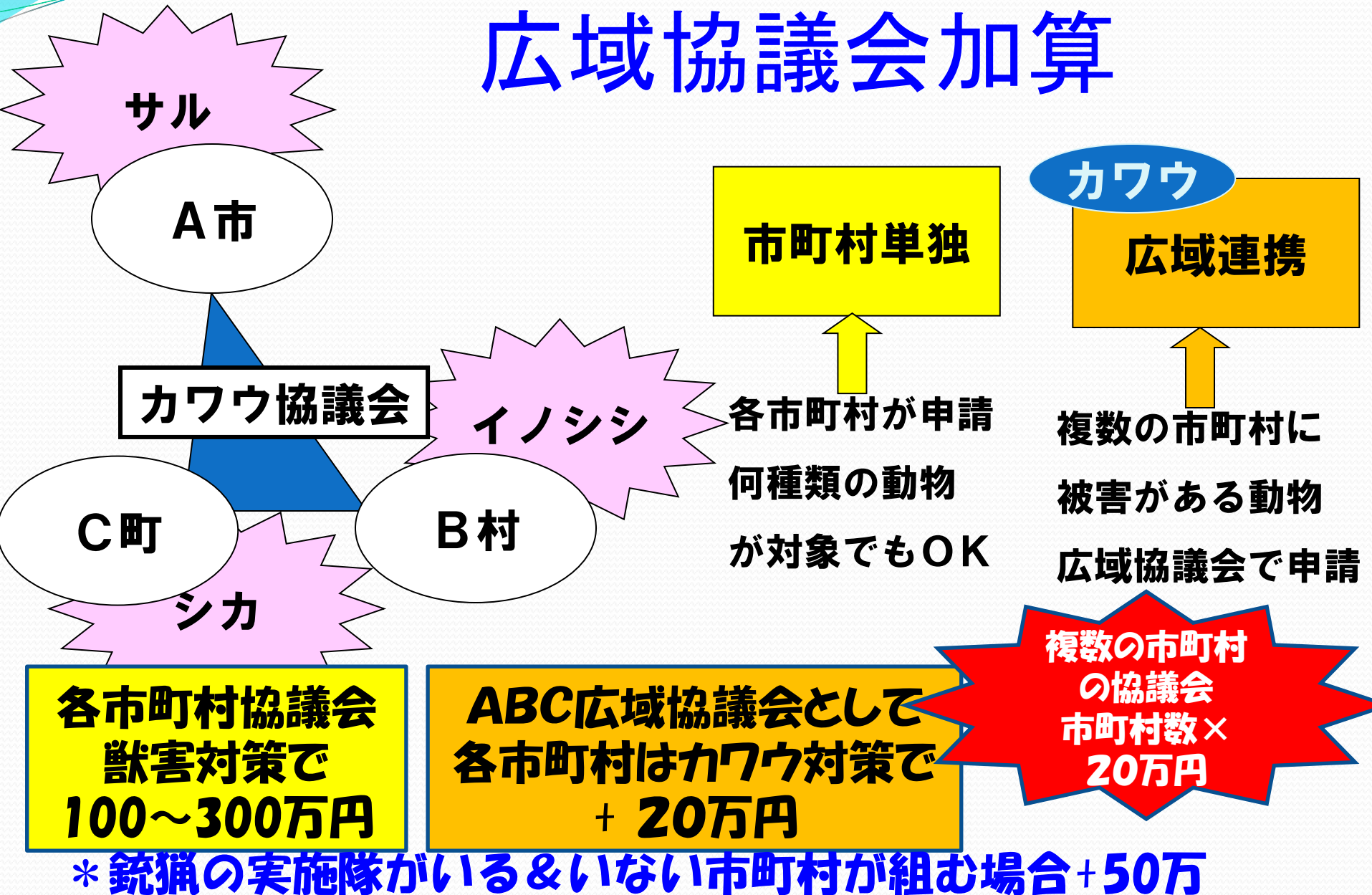
※1 「被害防止推進活動」は、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う取組に要する経費については1市町村あたりの限度額として定額補助、加算することができる。
 ※2 広域協議会の構成組織となり取組む場合は、被害防止推進活動に係る定額補助に1市町村当たりの限度額として20万円加算できる。
 ※3 広域協議会において、猟銃の有資格者が在籍する実施隊を有する市町村が有しない市町村を含めた広域的な捕獲を実施する場合に1市町村当たり50万円加算できる。
 ※4 事業実施主体がコンソーシアムの場合は、メニュー毎に定める限度額以内かつ、定額交付できる限度額は1コンソーシアムあたり総額1,000万円（ジエカーは外数）。ただし、ジエリ等の利用拡大に向けた地域の取組は必須。

（2）鳥獣被害防止に係る捕獲活動経費の支援 ⇨限度額の設定はないが、頭数当たりの上限単価を設定 6

2. 協議会（市町村）における鳥獣対策（ハード対策） 7

⇨限度額の設定はないが、別途単位当たりの上限単価の設定あり

カワウを対象とした 広域協議会加算





各種補助金への申請準備

- 水産庁のカワウ対策費と総務省予算の交付税措置を組み合わせることが可能。
- 農水省 鳥獣被害防止総合対策の取り組み
 - * 会計が面倒、あとで対費用効果を求められる！
 - 県庁の水産課は特措法を扱っている担当課と事前打ち合わせをし、漁協の会計や事務手続きの指導を！

4月から：水産庁＋交付税措置で活動

6月から：総合対策事業の漁協予算で活動

両方出す場合、事業内容や実施時期が重複しないよう注意が必要。

県のカワウ協議会メンバー

カワウ協議会(県)・カワウ管理計画

県内漁連

水系①

水系②

漁協
A

漁協
B

漁協
C

漁協
D

漁協
E

漁協
F

農林水産部
水産課
内水面担当

自然保護課

農水特措担当

水産試験場

必ず呼ぶ！！

A村

B市

C町

野鳥の会

猟友会

有識者・専門家

カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)

- 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算

- 総務省→市町村 特別交付税

- 農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金

4月から
使用可能

6月から
使用可能

3つの団体で
申請が可能

→市町村(市町村ごとの協議会)

→漁協(民間団体として)

→広域協議会(複数の市町村による
広域協議会として)

本日がカワウ管理の第1日目です！

- あなたの都道府県の鵜的フェーズは？

⇒()

- あなたの府県にカワウの管理計画はありますか？

⇒Yes or No

- これまでにカワウ協議会を開催したことはありますか？

⇒ある or ない

やることが決まったら、関係者で話し合ってみましょう！

まずは、話し合ってみること、これが課題解決の第1歩です。

ご清聴ありがとうございました。

全国内水面漁連HPカワウ問題のP
→カワウ対策のマニュアルが無料ダウンロードできます。詳しくは右のQRで！




●カワウ対策冊子（表紙をクリックするとPDFデータが開きます）



カワウってどんな鳥



カワウ食害防止の手法



カワウに立ち向かう



Let'sカワウ対策



カワウに立ち向かう2

(注意)
「カワウに立ち向かう2」のP35、37、38鳥獣被害防止特措法については、機関誌「ぜんない」25号P20～22が最新の情報となります。PDFのデータを参照下さい。



機関誌「ぜんない」25号P20～22データ



Let's ドローンでカワウ対策



カワウを数えるデータをもとめる地図化する！平成29年4月一部改訂版



Let's ドローンでカワウ対策 Vol.2



Let's ドローンでカワウ対策 Vol.3



カワウ対策 DX

（株）ういるこのYoutubeにカワウ3部作あげました！